

行田市

家屋評価システム選定公募型プロポーザル競争実施要領

行田市
総務部税務課

1 業務概要

(1) 件名

行田市家屋評価システム選定

(2) 業務目的

家屋評価システムは、固定資産評価基準に基づく新築家屋等の評価額算出に必要な図面の作成や評価を入力するもので、家屋評価計算の効率化及び適正化に大きく寄与するとともに、明確な評価計算資料を作成できるなど納税義務者に対する説明責任を果たす上で非常に重要な役割を担っているシステムである。本市のシステムについて令和7年度中に更新が必要となったことから、本市にとって最も適切かつ円滑に本業務を実施できるシステムを選定することを目的とする。

(3) 業務内容

詳細は別途提供する「家屋評価システム選定公募型プロポーザル競争特記仕様書」のとおりとする。

(4) 業務期間

構築期間:令和8年2月28日まで

運用期間:令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

(5) 留意事項

- ・家屋評価システムに係るハードウェア、ソフトウェア、システム構築費用については、本市とリース会社とで賃貸借契約を締結し、毎月リース料を支払う。本プロポーザルで選定された事業者は、物品の調達事業者となる。
- ・システム(ソフトウェア)の保守については、別途契約を締結する。

2 予算(見積限度額)

本件における提案の上限額は次のとおりとする。なお、この金額は、本業務を遂行する上での概算経費を示すものであり、予定価格とするものではないことに留意すること。

行田市家屋評価システム選定(システム構築費、カスタマイズ費、研修費、データ移行費、連携費、ネットワーク構築費、その他導入作業費、システム使用料・保守料、ハードウェア・ソフトウェア保守費、運用支援費、機器調達費等

17,730,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザル競争に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たす者とする。

- (1) 行田市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則(平成20年規則第36号)に基づく資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 人口10万人程度の自治体に対して、家屋評価システムパッケージ製品の導入実績が令和元年度以降にあること(本稼働しているシステムであり、開発中及び仮稼働中の実績は含まないものとする)。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 行田市契約規則(昭和51年規則第22号)第12条の規定に該当しない者であること。
- (5) 公募を開始した日から選定結果発表までの間において、本市から行田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成5年告示第54号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 行田市契約に係る暴力団排除措置要綱(平成22年告示第243号)に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)がなされていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 次の①～⑤までのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は、第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 募集内容

募集内容については、次のとおりとする。

(1) 募集方法

ホームページにより公募する。

(2) 申込方法

プロポーザル競争に参加を希望する者は、必要書類を総務部税務課に提出する。

6 導入システム事業者決定方法

事前に企画提案書を提出し、提出した企画提案書の内容及び作図・評価計算機能のデモンストレーションを行う。審査実施要領に基づき審査を行い、最も得点の高かった事業者を候補者とする。

7 質疑及び回答

質疑及び回答については、次のとおりとする。

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書(様式1)に必要事項を記入の上、電子メール又はFAXにより提出する。また、電子メール又はFAX送信後に、未受信を防止するため、必ず税務課に電話連絡し、着信を

確認すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けないこととする。

(2) 参加申込に係る質問

1. 提出期限 令和7年5月23日(金)午後3時
2. 提出先 総務部 税務課
電子メール zeimu@city.gyoda.lg.jp
FAX 048-564-3761
3. 回答方法 質問及び回答については市ホームページに掲載する。
4. 回答日 令和7年5月30日(金)

8 参加申込資格審査

プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

(1) 提出書類 次のとおり

名称	様式	部数	備考
参加申込書	様式2-1	1部	
参加資格 適合誓約書	様式2-2	1部	
企画提案書1 「行田市家屋 評価システム 提案書」	様式3※ (表紙以外 は任意様 式)	正本1部 副本6部	正本は表紙(様式3)に代表者印を押印すること。
企画提案書2 「見積書」	様式4※ (内訳書は 任意様式)	正本1部 副本6部	正本は表紙(様式4)に代表者印を押印すること。 <u>積算が項目ごとにわかるよう、必ず内訳書(任意様式)を添付すること。</u>
企画提案書3 「会社概要」	任意様式	正本1部 副本6部	
機能要件書	様式5	正本1部 副本6部	代替案やカスタマイズ、オプション、バージョンアップ 対応とする場合は、その具体的内容を添えること。
電子媒体	任意	1部	企画提案書のデータを DVD 等に記録したものを提出すること。

※様式3及び様式4は、表紙のみの指定(表紙以外の様式は自由)

(2) 提出期限 令和7年6月6日(金)午後5時

(3) 提出先 総務部 税務課

(4) 提出方法

直接又は郵送、メール便のいずれかの方法で提出すること。なお、郵送による場合は、当日消印有効とする。

(5) 提出にあたっての注意事項

(ア) 提案に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 企画提案書提出後における記載内容の追加及び変更は原則認めない。

- (ウ) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (エ) 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。
- (オ) 企画提案書等は、行田市情報公開条例(平成15年行田市条例第21号)及び行田市個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年行田市条例第36号)により非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。
- (カ) 郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

9 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、以下に掲げる項目について作成すること。

なお、仕様書記載の要求要件を充足できない内容やより良い提案がある場合は、その差異等を記載すること。

I 企画提案書の内容及び様式

(ア) 企画提案書1:「行田市家屋評価システム提案書」

- ・様式:表紙以外は自由(表紙は、様式3を使用すること)
- ・用紙及び形式:A4版の普通紙、横置き横書き
- ・枚数:表紙・目次を除き15枚以内
- ・図や表を多用し、分かりやすく見やすいものを作成すること。
- ・次の項目の順番に従い、指定した枚数の範囲内で調製

①提案の基本方針

仕様書の記載内容を理解した上で、本業務における基本的な考え方を明確に記載すること。

②業務実績

- ・全国で現在運用中の自治体数を記載すること。
- ・人口10万人程度の自治体に対し、令和元年度以降に導入した、家屋評価システム(現在運用中)の実績数を記載すること。

③令和8年3月1日本稼働に向け、どのような体制及び工程でシステム構築を行うか業務実施体制及び導入スケジュールを明記すること。

④システムの概要及びその特徴について具体的に記載すること。

⑤システムの機能

作図機能・評価計算機能・帳票出力機能・システムの柔軟性・データ移行について特長をわかりやすく提案すること。

⑥セキュリティ機能

- ・機器(ハードウェア)の人的、物理的、技術的、運用面等におけるセキュリティ対策について記載すること。
- ・システム(ソフトウェア)のセキュリティ対策について記載すること。不正使用や情報漏洩などに対する対応策について提案すること。※インターネットには接続しない。

⑦運用・保守サポート

提案システムの全ての構成要素に係る運用・保守サポートについて、問合せ対応(ヘルプ

デスク等)、障害対応、機能改善(バージョンアップ)対応等を記載すること。

⑧その他追加案

本業務遂行にあたり、提案者が有している知見やノウハウなどアピールすることがあれば記載すること。

(イ) 企画提案書2:「見積書」

- ・様式:表紙以外は自由(表紙は、様式4を使用すること)
- ・用紙及び形式:A4版普通紙、縦置き横書きで、両面印刷不可
- ・枚数:特に制限はないが、項目ごとにわかりやすくまとめること。
- ・見積関係書類は下記の手順で作成すること。

①システム関係(ソフトウェア)、機器等(ハードウェア)、5年間の保守等に係る費用及び現行システム(株式会社日立ソリューションズクリエイト「ADWORLD」)に蓄積された図面データ及び評価データの移行(ファイリング)に要する費用について合計した総額を、様式4に税込で記載すること。なお、保守の期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間とする。

②①について、積算が項目ごとにわかるよう、必ず内訳書(任意様式)を添付すること。

③見積書には、対象期間内に発生する評価替えに係るデータファイル変換に伴う経費を含むものとする。

④厳封の上提出すること。

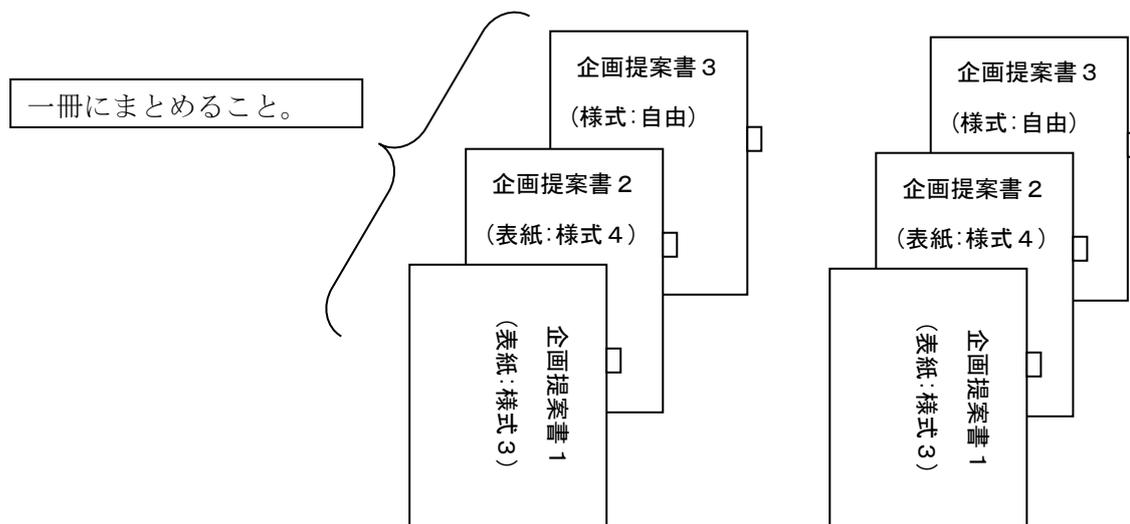
- ・リースについては、別途リース案件とした入札を行うので、リース料率は含めないものとする。

(ウ) 企画提案書3:「企業概要」

- ・様式:自由
- ・パンフレット等の任意様式でも可

II 企画提案書記入上の注意事項

- (1) 提出書類に使用する文字は、分かりやすく見やすい文字を使用すること。
- (2) 文字色等の指定はないが、分かりやすく見やすい企画提案書を作成すること。
- (3) 企画提案書1及び2については、各ページの下段中央部にページ番号を記載すること。
- (4) 提出書類の調製方法は、次のとおりとする。



10 プレゼンテーションの実施審査方法

システムの選定にあたっては、別に定める「行田市家屋評価システム選定プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき設置する審査委員会において、審査及び評価を実施し決定する。

(1) 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法によりプレゼンテーションを実施し、行田市家屋評価システム選定プロポーザル審査委員会が審査を実施する。

(2) 審査時期

令和7年6月30日(月)午後1時30分～

(3) 審査会場

行田市本丸2番20号 行田市産業文化会館2階 第2会議室

(4) 所要時間

各者40分以内(説明及びシステムデモ30分、委員質疑10分以内)

(5) プレゼンテーション内容

- ・プレゼンテーションを行う順番は企画提案書の受付順序とする。
- ・事業者名、出席者名を最初に述べ、提出した企画提案書の内容及び作図・評価計算機能のデモンストレーションを30分以内で分かりやすく行う。続いて、審査員から質問を行うので、明確に回答すること。委員質疑の時間は10分以内とする。なお、前後の準備・片付け時間は別途各10分間確保する。
- ・企画提案書の内容について、原則として企画提案書に記載されている管理技術者が説明を行い、審査委員質疑に対する回答は管理技術者以外でも可とする。
- ・プレゼンテーションは、一般非公開とする。
- ・企画提案書の説明とシステムデモの時間配分は自由とするが、合計で30分以内に終了すること。

(6) 参加人数

プレゼンテーションの参加人数は、管理技術者を含め5名以内とする。

(7) 評価方法

別紙配点表、審査基準及び審査実施要領のとおりとする。

(8) その他

プレゼンテーションにあたり、機器等必要な場合は以下のとおりとする。

1. スクリーン及びプロジェクターは、市が用意する。
2. プロジェクターのケーブルは HDMI ケーブルとし、提案者が用意すること。
3. パソコン及びその他必要機器類は、提案者が用意すること。

11 審査結果

(1) 通知方法

全提案者に対して書面にて通知する。

(2) 通知時期

令和7年7月上旬

(3) 審査結果の公表

審査過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、候補者以外の参加業者の順位及び評価点については、業者名を特定できないようにして公表する。

1. 選定システム事業者の名称
2. 全提案者の評価点

12 実施スケジュール

年 月 日	実 施 事 項
令和7年5月 9日 (金)	ホームページ公表による参加申込開始
5月23日 (金)	質問締切
5月30日 (金)	質問に対する回答
6月 6日 (金)	参加申込及び書類提出締切
6月30日 (月)	プレゼンテーション審査
7月上旬 予定	審査結果通知

13 選定後の流れ

導入システムの選定後、リース案件とした入札を行うものとする。

14 提出書類等の取扱い

提出された書類等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出されたすべての書類等は、返却しないものとする。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めないものとする。
- (3) 提出された書類等は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る審査以外には使用しないものとする。
- (4) 市は、必要のある場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書は、1者1案とする。
- (6) 提出された書類等に、個人情報を含む事項があった場合、施錠可能な場所に保管するものとする。

15 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、行田市情報公開条例(平成15年条例第21号)の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があり、プロポーザル競争の候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は、審査後の公開とする。

16 問い合わせ先

行田市総務部税務課 資産税担当
住 所: 〒361-8601

埼玉県行田市本丸2番5号
電話:048-556-1111(内線234)
FAX:048-564-3761
E-mail:zeimu@city.gyoda.lg.jp

17 その他

その他事項の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費はすべて提案者の負担とする。また、やむを得ない理由により、プロポーザル競争を中止する場合においても、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

(3) 参加辞退

参加申込書又は企画提案書の提出後、参加者の都合により参加を辞退する場合は、その旨を記載した書類(様式任意)を速やかに総務部税務課に提出するものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合、その者は失格とする。

1. 参加資格要件を満たしていない場合
2. 提出書類に虚偽の記載があった場合
3. 実施要領等で示した、提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類があった場合
4. 特別な理由なくプレゼンテーションに遅刻した場合
5. 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
6. 見積書の金額が、「**2 予算(見積限度額)**」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、採用事業者が作成した企画提案書等の書類について、市が必要と認めた場合、市は、候補者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)できるものとする。